

食安輸発0719第1号
平成25年7月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)のヘキサコ
ナゾール、タイ産オオバコエンドロのシペルメトリン、ウガンダ産ごまの種子のベン
ダイオカルブ、タイ産赤とうがらしのシペルメトリン)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け
食安輸発0329第3号(最終改正:平成25年7月16日付け食安輸発0716第1号)に基
づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、ベトナム産冷凍パプリカにおいて食品
衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性
を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対
応することとし、上記通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を
除く。)及び別表第3に下記を追加します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から、タイ産オオバコエ
ンドロのシペルメトリンの項を削除し、また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同
通知の別表第2及び第3からウガンダ産ごまの種子のベンダイオカルブ及びタイ産
赤とうがらしのシペルメトリンの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への
周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成25年7月19日	ベトナム	ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ヘキサコナゾール)	PHU THINH FOOD PROCESSING EXPORT JOINT STOCK COMPANY